

固定資産税に関するお知らせ

償却資産の申告

毎年、賦課期日(1月1日)時点で事業用の償却資産[■]を所有している個人・法人は、1月31日までに償却資産所在地の市町村長に申告をすることが、法律で義務づけられています。

無申告または虚偽の申告をした場合は、過料や罰金刑などが科される場合があります。必ず申告を行ってください。

■償却資産とは、事業の用に供されている構築物・機械・器具・備品などで、具体的には次のようなものです。

業種	対象となる主な償却資産(例)
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、 応接セット、看板、自動販売機、 駐車場の舗装工事など
農業	田植機、堆肥舎、サイロ、コンバイン(大型 特殊自動車)、脱穀機、耕運機、ぶどう棚など
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、 冷凍冷蔵庫、カラオケ機器など
小売業	陳列棚・陳列ケースなど (冷凍機や冷蔵機付きを含む)
医業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科 診療ユニット、ファイバースコープなど)
不動産貸付業	フェンス、自転車置き場、 門・塀・緑化施設等の外構工事など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、 ボイラー、ビニール包装設備など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、 消毒殺菌機、サインポールなど

申告書 前回申告をした事業主には、申告書用紙を12月中旬に送付します。なお、申告が必要で用紙がない人は、町ホームページでダウンロードするか税務課固定資産税係に連絡してください。

また、電子申告(eLTAX^{エルタックス})で行うこともできます。利用方法は、地方税ポータルシステムのホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)で確認してください。

税額 課税対象となる全ての償却資産の課税標準額を合計した額の1.4%。ただし、合計した額が150万円未満の場合は「免税」となり、償却資産に対して固定資産税の課税はありません。

※法人税・所得税の確定申告とは異なります。間違いのないよう申告をお願いします。

被災代替償却資産の特例申告

熊本地震により滅失・損壊した償却資産の所有者が令和5年3月31日までに、代替償却資産を取得したときか、地震により損壊した償却資産を改良したときは、取得・改良した年の翌年度から4力年度分の固定資産税に限り、その償却資産の課税標準額を2分の1に減額します。

必要なもの 熊本地震に係る被災代替償却資産特例申告書

償却資産の申告書／特例申告書の提出

提出期限 令和4年1月31日(月)

提出先 税務課 固定資産税係
(役場仮設庁舎1階⑥番窓口)

提出方法 郵送または窓口直接提出

土地の利用方法を変更した場合には

固定資産税の課税地目は、登記簿上の地目によらず、毎年1月1日の現況で認定されます。土地利用方法を変更した場合は、固定資産税係に連絡してください。

また、地方税法に基づき、随時、現地調査を行っています。調査の結果、固定資産課税台帳の地目と相違があった場合は、職権で課税地目の変更を行います。

建物の取り壊し・所有者変更時などは

年内に建物を取り壊したときや、確実に取り壊す予定があるときは、職員が現地調査をし、翌年度の固定資産税課税対象から外しますので、早めに届け出てください(すでに届け出た人、法務局で滅失登記をした人は不要)。

また、未登記家屋の所有者変更や、建物の増築をしたときも届け出てください。

※届け出がないと、翌年度以降も引き続き課税されますので、ご注意ください。

問 税務課 固定資産税係 ☎ 286 - 3380